破産手続廃止

平成２７年（フ）第２４３号
千葉市中央区寒川町３丁目176番地　みどりコーポ205号
破産者　西村　　聡
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３４８号
千葉市緑区下大和田町2717番地４、開始決定時の住所千葉県市原市ちはら台東７丁目13番地21
破産者　加藤　英治
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４６９号
東京都豊島区千川１―18―３―１階　前田方、住民票上の住所東京都中央区日本橋人形町２丁目35番13号　日本橋長谷川ビル５Ｆ
破産者　佐久間政弘
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５１７号
千葉県市川市曽谷３丁目22番13号
破産者　有限会社ケイアンドエス
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５１８号
千葉県市川市堀之内３丁目16番29―213号（リバティーヒル壱番館）
破産者　滝吉　久二
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５５３号
千葉市若葉区大宮台５丁目11番10号
破産者　インテリアモール株式会社
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５５４号
千葉市若葉区若松台３―42―１、住民票上の住所千葉市若葉区大宮台５丁目11番10号
破産者　前田　幹也
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８８号
三重県鈴鹿市西条１丁目１番23号
破産者　古市　亜人
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第５７２号
さいたま市中央区新都心４番地９
破産者　株式会社ケイズクリエイト
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５７３号
さいたま市大宮区吉敷町４丁目262番10号松井ビル３Ｆ
破産者　株式会社ラテラ
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５７４号
茨城県つくば市苅間1223番地（研究学園Ｄ８街区３）日信ビル906号
破産者　株式会社いばらきスポーツアカデミー
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１５号
千葉県習志野市新栄１丁目３番10―205号、開始決定時の住所千葉県船橋市薬円台１丁目19番４―213号
破産者　新居　　哲
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３２９号
千葉市中央区松波２丁目22番11号　メゾン西千葉802号
破産者　鈴木美栄子（旧姓鶴田）
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４４２号
千葉県浦安市猫実５丁目13番18号　メゾンプレミネンス（205）
破産者　柴田　将伍
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２９５号
静岡県藤枝市岡部町岡部1073番地の１
破産者　有限会社協和デンソー
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３２９号
静岡県榛原郡吉田町住吉3275番地の16
破産者　有限会社田形建材工業
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９８号
奈良市西登美ヶ丘３丁目４番２号
破産者　有限会社アンジ商会
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第７号
茨城県神栖市神栖１丁目４番35号
破産者　有限会社金賞堂
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第５１１号
千葉県八千代市大和田新田747番地１　４番館801号
破産者　髙橋　由紀（旧姓初盛）
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５７７号
千葉県市原市山倉157番地
破産者　稲付　英樹
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１５０号
千葉県富里市久能269番地２
破産者　天生目明子
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部